

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則及び
国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																								
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員 就業規則 (平成18年達示第21号)</p> <p>(前 略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 特定病院助教 (職務内容)</p> <p>第14条 特定病院助教は、診療及び臨床教育・臨床研究に従事する。 (俸給)</p> <p>第15条 特定病院助教の俸給月額は、30万円から<u>65万円</u>までの範囲で1万円単位の額とする。 2 前項の額については、雇用される者の経験及び能力に応じて決定するものとする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業 規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(日給の決定)</p> <p>第24条 有期雇用教職員の日給は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる有期雇用教職員の別に、次の各号に定める額とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 別表第3に掲げる有期雇用教職員の日給は、別表第5の職名欄の区分に対応する日給欄に掲げる額とする。 2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1～4 (略)</p> <p>別表第5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 15%;">医師免許等取得後の経験年数</th> <th style="width: 70%;">日給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">医員</td> <td>2年目</td> <td>11,200円</td> </tr> <tr> <td>3～4年目</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>5～6年目</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td>7～8年目</td> <td>13,100円</td> </tr> <tr> <td>9年目以上</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>医員(研修医)</td> <td></td> <td>11,200円</td> </tr> <tr> <td>法科大学院特別教授</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	医師免許等取得後の経験年数	日給額	医員	2年目	11,200円	3～4年目	12,000円	5～6年目	12,400円	7～8年目	13,100円	9年目以上	13,800円	医員(研修医)		11,200円	法科大学院特別教授		(略)	<p style="text-align: center;">第5章 特定病院助教 (職務内容)</p> <p>第14条 (同 左)</p> <p>(俸給)</p> <p>第15条 特定病院助教の俸給月額は、30万円から<u>70万円</u>までの範囲で1万円単位の額とする。 2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第38号) この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(日給の決定)</p> <p>第24条</p> <p>(1)・(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>2 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第38号) この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1～4 (同 左)</p> <p>別表第5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 15%;">医師免許等取得後の経験年数</th> <th style="width: 70%;">日給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">医員</td> <td>2年目</td> <td>11,450円</td> </tr> <tr> <td>3～4年目</td> <td>12,250円</td> </tr> <tr> <td>5～6年目</td> <td>12,650円</td> </tr> <tr> <td>7～8年目</td> <td>13,350円</td> </tr> <tr> <td>9年目以上</td> <td>14,050円</td> </tr> <tr> <td>医員(研修医)</td> <td></td> <td>11,450円</td> </tr> <tr> <td>法科大学院特別教授</td> <td></td> <td>(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	医師免許等取得後の経験年数	日給額	医員	2年目	11,450円	3～4年目	12,250円	5～6年目	12,650円	7～8年目	13,350円	9年目以上	14,050円	医員(研修医)		11,450円	法科大学院特別教授		(同 左)
職名	医師免許等取得後の経験年数	日給額																																							
医員	2年目	11,200円																																							
	3～4年目	12,000円																																							
	5～6年目	12,400円																																							
	7～8年目	13,100円																																							
	9年目以上	13,800円																																							
医員(研修医)		11,200円																																							
法科大学院特別教授		(略)																																							
職名	医師免許等取得後の経験年数	日給額																																							
医員	2年目	11,450円																																							
	3～4年目	12,250円																																							
	5～6年目	12,650円																																							
	7～8年目	13,350円																																							
	9年目以上	14,050円																																							
医員(研修医)		11,450円																																							
法科大学院特別教授		(同 左)																																							

改正前		改正後	
法科大学院特別准教授	(略)	法科大学院特別准教授	(同 左)
専門職大学院特別教授		専門職大学院特別教授	
専門職大学院特別准教授		専門職大学院特別准教授	
別表第6～10 (略)		別表第6～10 (同 左)	